

法人モバイルレンタルサービス 規約

▶ (規約の適用)

近鉄ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社が別に定める法人モバイルサービス契約約款(以下「契約約款」といいます。)の附帯サービスとして、当社が定めた法人モバイルレンタルサービス規約(以下「本規約」といいます。)およびソフトバンク株式会社のモバイル端末レンタルサービス条項により、法人モバイルレンタルサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。

2 本規約の規定が契約約款の規定と矛盾または抵触する場合は、契約約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

▶ (規約の変更)

当社は、本規約を変更することができるものとします。

2 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヶ月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社より告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスの利用を継続したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

▶ (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
法人モバイルサービス	当社から法人モバイルサービスを受けるための契約で提供されるもの。
法人モバイルレンタルサービス	本規約に基づき当社から提供されるもの。
契約者	当社法人モバイルサービスおよび本サービスを申し込みして契約している者。
レンタル機器	本サービスを利用するために当社がレンタルで提供する機器。
レンタル契約期間	本サービスの利用期間。
初期レンタル期間	レンタル機器が届いた日の翌月1日から申込書に記載している契約期間。

再レンタル期間	初期レンタル期間終了後の6ヶ月毎の自動更新期間。
月額利用料	本サービスの利用に必要な費用。

▶ (本サービスのレンタル契約期間)

初期レンタル契約期間は申込書の特約で定めるところによります。

- 2 初期レンタル契約期間満了後は、その翌日から再レンタル期間(6ヶ月毎)となります。

▶ (本サービスの利用契約)

本サービスの申し込みは、本規約に同意のうえ、当社所定の申込書を当社に提出するものとします。

- 2 本サービスの申し込みの承諾は、法人モバイルサービスに準じます。

- 3 本サービスは、契約者識別番号1番号ごとに1台割り当てるものとします。

- 4 月額利用料金は、利用開始の翌月1日から起算して、利用契約が解約された日が属する月の末日までの期間について、申込書に定める料金を支払うものとします。

- 5 本サービスに関する提供条件については、以下の条件の他に申込書で定めるところによります。

(1)本サービスの提供を受ける者は、同時に法人モバイルサービスを契約していること。

- (2)本サービスの提供を受ける者は、同時にオプションのレンタル保守パックの契約をすること。

▶ (契約者が行う利用契約の解約)

契約者は、当社より通知する利用開始日が属する月(以下「利用開始月」といいます。)を除く毎月末日付にて、利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望月の前月までに当社に提出するものとします。

- 2 前項に規定する解約通知を当社が受領した場合は、受領した翌月末日を契約解約月として取り扱います。また、当該契約解約月を本サービスの利用終了月と定めます。

- 3 利用開始月に利用契約の解約はできません。

▶ (解約違約金)

初期レンタル契約期間中の解約は解約違約金が発生します。解約違約金については、申込書で定めるところによります。

▶ (レンタル機器の情報消去および返還)

契約者は、次の(1)および(2)の一つに該当した場合、当社の貸与するレンタル機器に保存されている情報を契約者自身で消去するものとします。

(1)レンタル機器の貸与に係る利用契約の解除があった場合

(2)その他、レンタル機器交換等でレンタル機器を利用しなくなった場合

2 当社のレンタル機器の貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、そのレンタル機器を速やかに返還するものとします。

3 当社は、契約者が蓄積データ等の消去を行わなかったことにより、契約者または第三者に生じた損害につき一切の責任を負わないものとします。

▶ (レンタル機器の管理責任)

レンタル機器の貸与を受けている契約者は、注意をもって管理するものとします。

2 レンタル機器の貸与を受けている契約者は、レンタル機器について盗難、紛失または毀損した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

3 当社は、第三者がレンタル機器を利用した場合であっても、そのレンタル機器の貸与を受けている契約者が利用したものとみなします。

4 当社は、レンタル機器の盗難、紛失または毀損に起因して生じた契約者の損害等について、責任を負わないものとします。

5 当社の法人モバイルサービスで提供している SIM カード以外の SIM カードに差し替えて利用しないものとします。

6 本サービス契約者の従業員以外の第三者が利用する場合は、契約者の敷地内での利用とします。

7 当社は、原因の如何を問わず、蓄積データ等の漏洩及び不正利用について、一切の責任を負わないものとします。

▶ (レンタル保守パック)

レンタル保守パックは、本サービス利用期間中に生じたレンタル機器の破損、故障、水濡れ・水没、全損、盗難・紛失に対する弁償金全額の支払いを免除するオプションサービスです。

2 レンタル保守パックは、レンタル機器を紛失もしくは毀損した場合または電池パックを交換する場合にかかる費用が無償となります。ただし、以下の条件を満たす場合に限り、レンタル保守パックの適用を受けることができます。

(1)レンタル機器を毀損した場合

(2)本サービスを利用してレンタル機器の紛失時損害金を無償とした日が属する月の翌月1日から起算して6ヶ月を経過している場合

(3)レンタル保守パックを利用してレンタル機器の電池パックの交換にかかる費用を無償とした日が属する月の翌月1日から起算して12ヶ月を経過している場合

- 3 レンタル保守パックの対象は、レンタル機器本体のみです。
- 4 レンタル保守パックの料金は申込書に記載の金額とします。
- 5 故障が生じ通常の使用が不能となった場合、レンタル機器本体またはレンタル機器本体と同等のものと無償交換します。ただし、軽微な外装の擦傷もしくは通常の使用に不都合がないと当社が判断した場合は、この限りではありません。
- 6 以下に該当する場合は、レンタル保守パックの対象となりません。
 - (1) 付属品(ACアダプター、USBケーブル、SIMカード等)
 - (2) 本サービス利用者の故意、重過失、法令違反によって生じた故障、盗難、紛失、水漏れ、全破損(以下総称して「故障等」という)の場合
 - (3) 詐欺、横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
 - (4) 地震、噴火、風水災、その他の自然災害によって生じた故障等の場合
 - (5) 事由の如何を問わず、本サービスの契約者としての地位・資格を有していないときに発生した毀損等の場合
 - (6) 戦争、動乱、暴動等によって生じた故障等の場合
 - (7) 公的機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
 - (8) 利用料金の支払いを怠っている場合
 - (9) 取り扱い説明書に記載の禁止事項や、使用上の誤りによって生じた故障等の場合
 - (10) 前各号の原因等について虚偽の事実を申告または当社が合理的根拠に基づき虚偽と判断した場合

附則

この規約は、2024年1月12日より施行します。